

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アフガニスタン	カブール国際空港保安機能強化計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	カブール国際空港保安機能強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	4,427,000千円 H32.5.31まで	H26.2.4 カブール で (同日)	日本側 高橋博史在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 サラール・アフマド・オスマーニ外務大臣	H26.2.19 55号
アフガニスタン	空港維持管理能力強化支援計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	空港維持管理能力強化支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	968,000千円 -----	H26.3.10 カブール で (同日)	日本側 高橋博史在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 エルシヤド・アフマディ外務副大臣	H26.3.28 89号
アフガニスタン	アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	2,800,000千円 -----	H26.3.10 カブール で (同日)	日本側 高橋博史在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 エルシヤド・アフマディ外務副大臣	H26.3.28 90号
アフガニスタン	アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	2,400,000千円 -----	H26.12.24 カブール で (同日)	日本側 高橋博史在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 アテイクツラー・アライフヤル	H27.1.20 11号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。